

○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十一十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第三 基準強度

一〇八 （略）

九 第一第十九号イに規定する直交集成板の纖維方向の基準強度 F_c 、
 F_t 、 F_b 及び F_s 並びに同号ロ(3)に規定する直交集成板のめりこみに對
 する基準強度 F_{cv} は、次のイからホまでに掲げるものとする。

イ・ロ （略）

ハ 第一第十九号イに規定する直交集成板（積層方向でかつ強軸方
 向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあつて
 は、構成の方法が三層三プライ、三層四プライ、五層五プライ又
 は五層七プライであるものに限り、積層方向でかつ弱軸方向の長
 期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合には、三
 層三プライ、三層四プライ、五層五プライ、五層七プライ又は七
 層七プライであるものに限る。）の曲げの基準強度 F_b は、その方
 向に応じて、次の表に掲げる式によつて計算した数値とする。

第三 基準強度

一〇八 （略）

九 第一第十九号イに規定する直交集成板の纖維方向の基準強度 F_c 、
 F_t 、 F_b 及び F_s 並びに同号ロ(3)に規定する直交集成板のめりこみに對
 する基準強度 F_{cv} は、次のイからホまでに掲げるものとする。

イ・ロ （略）

ハ 第一第十九号イに規定する直交集成板（積層方向でかつ強軸方
 向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあつて
 は、構成の方法が五層五プライ又は五層七プライであるものに限
 り、積層方向でかつ弱軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力
 度を計算する場合には、三層三プライ、三層四プライ又は
 七層七プライであるものに限る。）の曲げの基準強度 F_b は、その
 方向に応じて、次の表に掲げる式によつて計算した数値とする。

(二)	(一)
幅方向	積層方向
$F_b = 0.6\sigma_{b_oml} \frac{A}{A_0}$	$F_b = 0.4875\sigma_{b_oml} \frac{I_A}{I_0}$

(二)	(一)
幅方向	積層方向
$F_b = 0.6\sigma_{b_oml} \frac{A}{A_0}$	$F_b = 0.4875\sigma_{b_oml} \frac{I_A}{I_0}$

この表において、 σ_{b_oml} 、 I_A 、 I_0 、 A_A 及び A_0 は、それぞれ次の数
 値を表すものとする。

σ_{b_oml}

強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの曲げ強度、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側の層に使用するラミナの曲げ強度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）

この場合において、ラミナの曲げ強度はMSR区分又は機械等級区分によるものにあっては次の表一に掲げる数値と、目視等級区分によるものにあっては次の表二に掲げる数値とする。

表一

等級			等級区分機による等級	
二等	一等	M 30 A若しくはM 30 B又はこれらと同等以上の等級	曲げ強度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）	曲げ強度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）
二二・〇	三三・〇	M 30 A若しくはM 30 B又はこれらと同等以上の等級	一九・五	二七・〇
		M 30 A若しくはM 30 B又はこれらと同等以上の等級		

表二

等級			等級区分機による等級	
二等	一等	M 30 A若しくはM 30 B又はこれらと同等以上の等級	曲げ強度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）	曲げ強度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）
二二・〇	三三・〇	M 30 A若しくはM 30 B又はこれらと同等以上の等級	一九・五	二七・〇
		M 30 A若しくはM 30 B又はこれらと同等以上の等級		

I_A 次の式によって計算した直交集成板の等価断面の断面二次モ

一メント (単位 ミリメートルの四乗)

$$I_A = \frac{\sum (E_i I_i + E_i A_i z_i^2)}{E_0}$$

この式において、 E_i 、 I_i 、 A_i 、 z_i 及び E_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_i i 番目の層に使用するラミナの曲げヤング係数 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

この場合において、強軸方向の基準強度を計算する場合における直交層に使用するラミナの曲げヤング係数及び弱軸方向の基準強度を計算する場合における平行層に使用するラミナの曲げヤング係数は○とする。

I_i i 番目の層の断面二次モーメント (単位 ミリメートルの四乗)

A_i i 番目の層の断面積 (単位 平方ミリメートル)

z_i 直交集成板の中立軸と i 番目の層のラミナの重心との距離 (単位 ミリメートル)

E_0 強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの曲げヤング係数、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側に使用するラミナの曲げヤング係数 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

I_0 直交集成板の断面二次モーメント (単位 ミリメートルの四乗)

A_0 A_A イに規定する直交集成板の等価断面の断面積 (単位 平方ミリメートル)

直交集成板の断面積 (単位 平方ミリメートル)

二 第十九号イに規定する直交集成板 (積層方向でかつ強軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあって

一メント (単位 ミリメートルの四乗)

$$I_A = \frac{\sum (E_i I_i + E_i A_i z_i^2)}{E_0}$$

この式において、 E_i 、 I_i 、 A_i 、 z_i 及び E_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_i i 番目の層に使用するラミナの曲げヤング係数 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

この場合において、強軸方向の基準強度を計算する場合における直交層に使用するラミナの曲げヤング係数及び弱軸方向の基準強度を計算する場合における平行層に使用するラミナの曲げヤング係数は○とする。

I_i i 番目の層の断面二次モーメント (単位 ミリメートルの四乗)

A_i i 番目の層の断面積 (単位 平方ミリメートル)

z_i 直交集成板の中立軸と i 番目の層のラミナの重心との距離 (単位 ミリメートル)

E_0 強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの曲げヤング係数、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側に使用するラミナの曲げヤング係数 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

I_0 直交集成板の断面二次モーメント (単位 ミリメートルの四乗)

A_0 A_A イに規定する直交集成板の等価断面の断面積 (単位 平方ミリメートル)

直交集成板の断面積 (単位 平方ミリメートル)

二 第十九号イに規定する直交集成板 (積層方向でかつ強軸方向の长期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあって

は、構成の方法が二層三プライ、二層四プライ、五層五プライ又は五層七プライであるものに限り、積層方向でかつ弱軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、三層三プライ、三層四プライ、五層五プライ、五層七プライ又は七層七プライであるものに限る。)のせん断の基準強度Fsは、その方向に応じて、次の表に掲げる数値又は式によつて計算した数値とする。

(一)	積層方向	○・九
(二)	幅方向	$F_S = \min \left\{ \frac{1.5bn_{ca}}{t_{gross} \left\{ \left(1 - \frac{1}{m^2}\right) + \frac{16}{3} \left(\frac{1}{m} - \frac{1}{m^2}\right) \right\}}, 2.7 \right\}$

この表において、b、 n_{ca} 、 t_{gross} 及びmは、それぞれ次の数値を表すものとする。

b ラミナの幅 (単位 ミリメートル)

直交集成板の直交接着層の数

m t_{gross} n_{ca} 直交集成板の厚さ (単位 ミリメートル)

各層のラミナの幅方向の数のうち最小の値

ホ (略)

(一)	積層方向	○・九
(二)	幅方向	$F_S = \min \left\{ \frac{1.5bn_{ca}}{t_{gross} \left\{ \left(1 - \frac{1}{m^2}\right) + \frac{16}{3} \left(\frac{1}{m} - \frac{1}{m^2}\right) \right\}}, 2.7 \right\}$

この表において、b、 n_{ca} 、 t_{gross} 及びmは、それぞれ次の数値を表すものとする。

b ラミナの幅 (単位 ミリメートル)

直交集成板の直交接着層の数

m t_{gross} n_{ca} 直交集成板の厚さ (単位 ミリメートル)

各層のラミナの幅方向の数のうち最小の値

ホ (略)

は、構成の方法が五層五プライ又は五層七プライであるものに限り、積層方向でかつ弱軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、三層三プライ、三層四プライ又は七層七プライであるものに限る。)のせん断の基準強度Fsは、その方向に応じて、次の表に掲げる数値又は式によつて計算した数値とする。